

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- ……………(建設局河川部指導調整課)…

### 公告

## 告示

●東京都告示第八百九十八号  
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二四三	雑誌	ウォー・コミックス7	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
2		ピアシリーズ490	
		オス・ちち あばれ牛	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		調教編	
		五二二四一七二	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		株式会社コンボジラ	
四二四四	雑誌	DAITO COMI	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		CS BLシリーズ	
		おっぱい男子	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		五五九五六二六	
		株式会社秋水社	

同右

### 東京都告示第八百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十九日

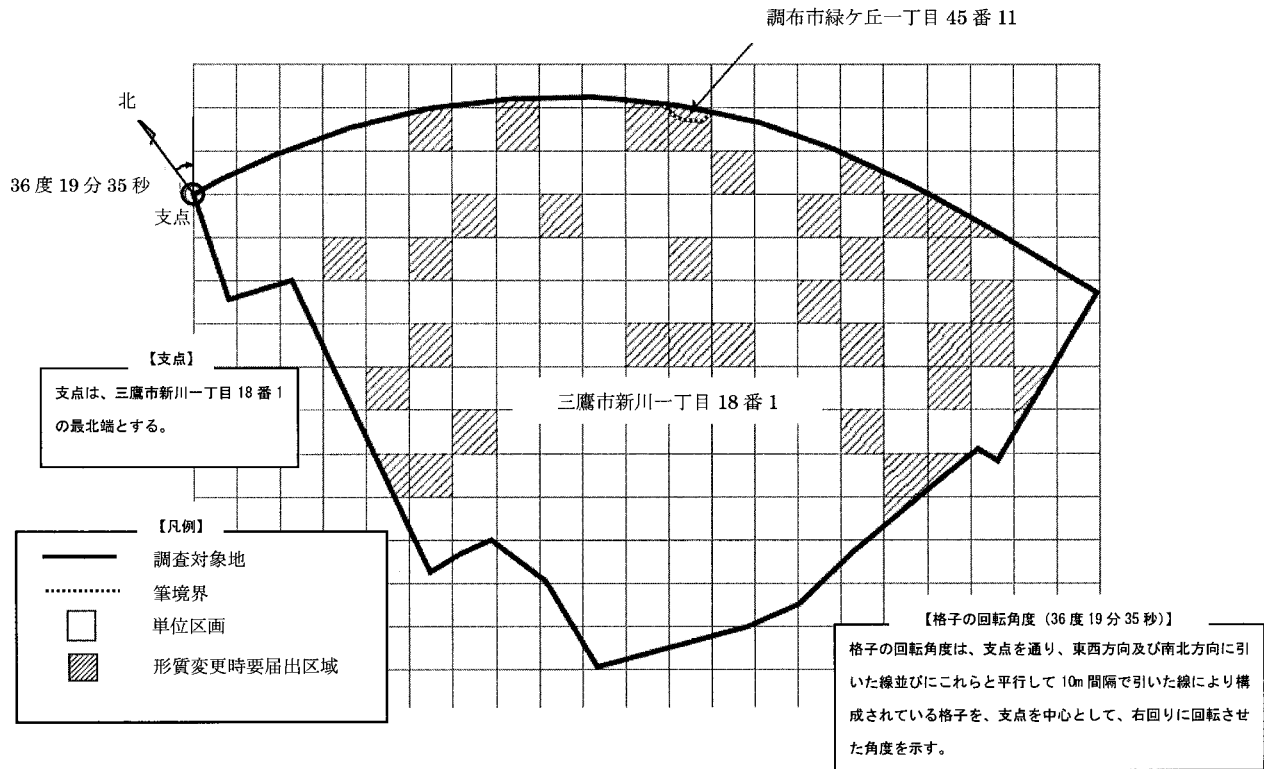
東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(三鷹市新川一丁目地内及び調布市緑ヶ丘一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第九百号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第十二百八十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

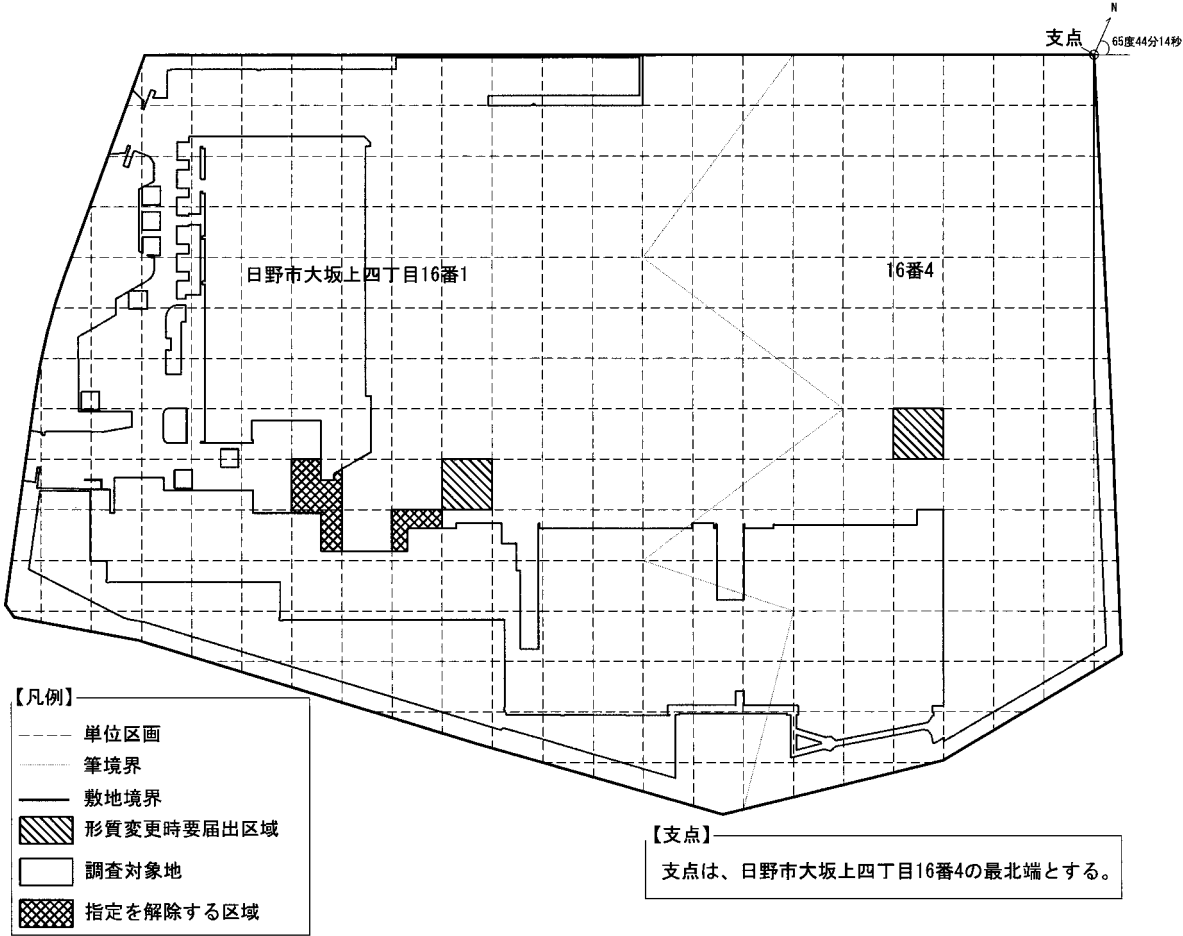
一 指定を解除する区域 別図のとおり (日野市大坂上四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度（65度44分14秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十九年五月十九日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成二十九年東京都告示第八百八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）は、廃止する。

平成二十九年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 区域の名称

八王子市高尾（2）地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

八王子市高尾町

一七九七番一地先道路敷 一号

一七七七番一 二号

一七七七番二 三号

二二一〇番 十号

二二〇九番 十一号

自二二六四至二二八一番・自 十二号

二二八四至二二九〇番合併二

二二六四番五 十三号

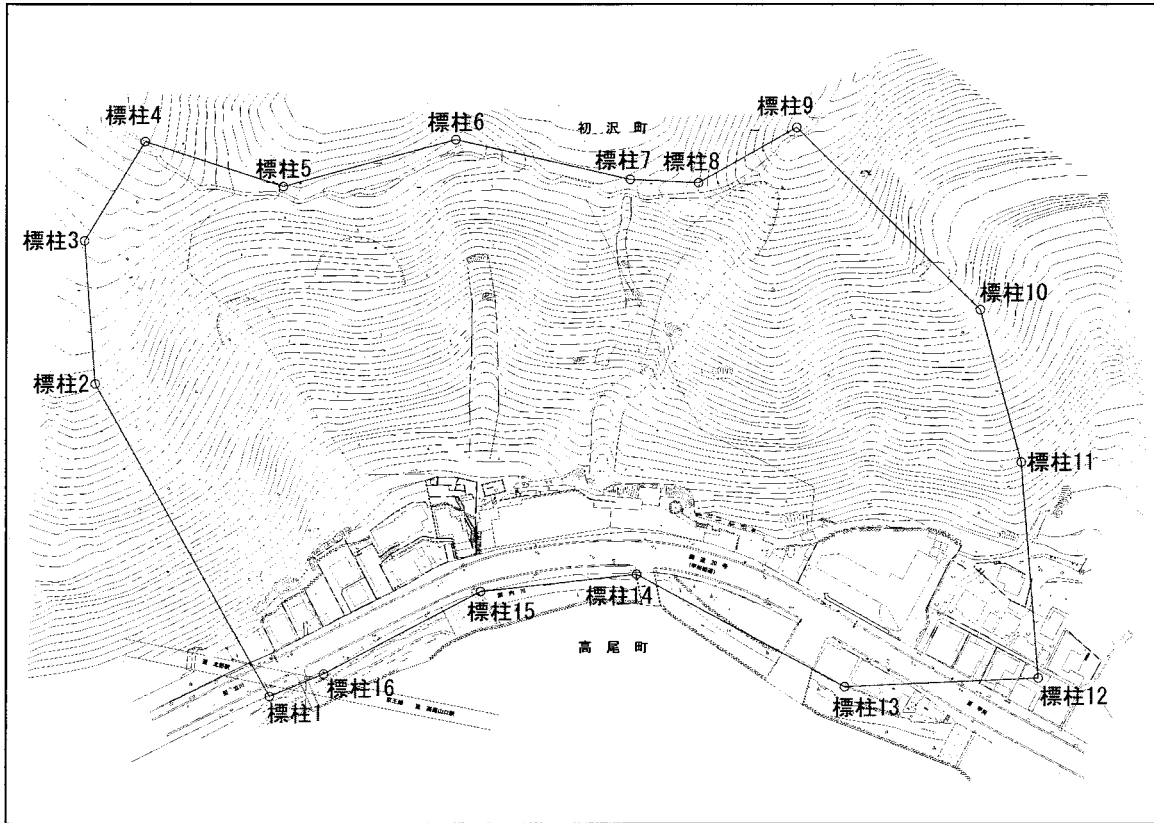
河川三地先道路 十四号及び十五号

河川一地先道路  
同市初沢町  
一四二九番一

十六号  
四号から九号まで

別 図

八王子市高尾(2)地区 急傾斜地崩壊危険区域  
八王子市高尾町及び初沢町各区内



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あん福祉会

三 代表者の氏名

小野 実木

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市本町三丁目八番一号 第二佐藤ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が、地域で自立生活できる社会の実現を図るため、精神障害者の自立生活と社会参加に関する事業及び精神障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、もって精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人E S Aアジア教育支援の会

三 代表者の氏名

浅田 美知子

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市東和泉一丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的

アジアの貧しい子どもたちが、教育や職業訓練などを受けられるよう支援する。これによって多くの子どもたちの自立と地域住民の生活向上をはかり、地域社会の発展と、さらには世界の平和に寄与することを目的とする。アジアの人々への理解と友好を深め、互いに支え合いながら共に生きる社会の実現を目指し、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アピリテイククラブたすけあい町田たすけあいワークショップ

三 代表者の氏名

榎原 秀子

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市中町三丁目十三番十八号 モンフラット町田一〇三号

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

三 代表者の氏名

工藤 春代

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区歌舞伎町二丁目十九番十三号 A S Kビル六階

五 定款に記載された目的

本会は、市民参加型の社会を創るため、自ら福祉、環境、自治の分野における調査研究を行うとともに、その成果を地域で活動する市民や市民団体に提供し、コミュニティの仕事の創出、人材の育成、市民活動へのサポート、利用者側からの福祉サービスの評価事業等を行い、それらの事業活動から得られた政策を実現するための様々な事業を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

<p>平成二十九年三月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人全国G空間情報技術研究会</p> <p>三 代表者の氏名 確井 照子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目十六番十九号</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、地域社会に対して、G空間情報及び地理情報システム（以下「GIS」という）の普及と研究に関する事業を行い、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年五月十九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十九年三月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人SPOON FOUNDATION</p> <p>三 代表者の氏名 吉川 元偉</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区荒木町二十一番地一 タワーレジデンス 四谷一六〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、発展途上国、貧困地域などへの物資、食料等の支援や啓発に関する事業等を行い、国際協力の推進と子どもへの健全育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年三月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キッズふぁーすと</p> <p>三 代表者の氏名 早川 忠孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目三番二十一号 八重洲セントラルビル七階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、未成年の子のいる別居又は離婚をする夫婦に対して、子の福祉に適う形での面会交流及び養育費支払に関する取り決め及び実行がなされるよう支援を行うとともに、夫婦が親として離婚後どのような態度で子どもと接すべきか等に関する教育指導を行い、もって未成年者の健全な生育に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年三月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いろはリズム</p> <p>三 代表者の氏名 野村 英利</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区豊玉南一丁目八番二十一〇五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、音楽に関する調査・研究事業、音楽の普及・啓発事業を行い、社会教育の推進及び文化芸術の振興、子どもへの健全育成に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年三月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本伝統舞台芸術</p> <p>三 代表者の氏名 青木 玄九</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区根津一丁目一番二十一九〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の伝統舞台芸術のプロモーション関連事業を行うことにより、もってその美しさと魅力を国内外に伝え、かつその正しい形での伝承を助けることを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

